

平成30年度射水市上下水道事業経営委員会議事録（要旨）

日 時：平成30年10月9日（火） 午前10時00分～午前11時55分

場 所：射水市役所布目庁舎 3階301号室

- 議 事：1 水道事業包括業務委託について
2 平成29年度上下水道事業決算概要について

【水道事業包括業務委託に関すること】

| 【 質 問 】 | 【 回 答 】 |
|---|--|
| 水道事業包括業務委託に移行した後、市に残る業務は何か。 | 予算・決算といった経営管理業務、建設改良に関する業務、管路維持に関する業務の大きく分けて3つが残る。 |
| 債務負担行為額はどのようにして決定したか。また包括業務委託により、コストについてはどういった点で効果が期待できるか。 | 過去3カ年度の経費と複数業者の見積を精査し決定。市直営時より人員減のため、人件費節減が期待できる。また従来個別に委託発注していたものを受託業者が独自努力や自前で行うことで経費節減につながると考える。 |
| 包括委託する分野の業務はすべて受託業者に任せるのか。 | あくまでも業務委託であり、受託業者を監理監督する必要があるため市職員は一定数残るが、知識を持った職員の継続的な配置や育成が不可欠である。 |
| 現在、水道事業に従事する市職員は何名いるのか。 | 上下水道合わせて47名。業務委託後は、業務に支障がないように段階的に削減していく。委託の最終2023年度終了時点で、市職員数は34名を予定。 |
| 水道事業包括業務委託の先行事例を教えてください | 先進団体については国が公表しており、平成28年度現在で915事業者のうち141事業者、15%強が包括業務委託を実施済みで年々増加傾向にある。福井県坂井市、滋賀県近江八幡市、高岡市へは視察に出向き、福島県須賀川市には文書等で照会をかけ参考にした。 |
| 業者は具体的にどんな業種を想定しているのか。市内業者に限定するのか。 | 地元業者は実績が少なく、受託は困難と思われる。 |
| 債務負担行為額を見ると額はかなり大きいですが、単体の業者でやるのか。 | 全国的に実績のある専門企業数社が応募して来ることが想定される。事例的には施設維持管理業務は施設を建設したり更新したりするプラント系の業者が多く、料金関連業務は、規模の小さい業者が多い。 |
| 4年半後の2回目の公募は、業者が変わることはあるのか。業者が変わると、せっかく育てた人材がリセットされてしまう懸念がある。 | 次回公募時は、人員配置を変更せずに業務を継続でき初回の実績もあることから、当初の受託業者が有利となる。先進事例でも同じ業者が引き続き受託する例が多い。高岡市の料金関連業務では、2回目の公募で別の業者が受託し、業務が混乱したと聞いている。 |

| 【 質 問 】 | 【 回 答 】 |
|---|--|
| <p>市直営の頃と比べてサービス低下したとの苦情等がないように、これまで以上に市民への配慮をお願いしたい。</p> | <p>現在のサービスを維持しつつ、むしろ向上するよう監理監督していく。業者には定例的な業務を任せ、経営に関わることや施設の建設改良・設計施工する業務のような核になる部分は市職員が従来通り監視する。</p> |
| <p>具体的に、民間業者の専門性に期待できるのはどのようなところか。</p> | <p>定例業務について、市職員は数年で人事異動となるが、民間業者は一定の業務水準を維持し、長期間継続して業務を遂行・継承できる。料金徴収や施設維持において、あらゆる分野で専門性が発揮されると期待している。</p> |
| <p>地域雇用が減る心配はないのか。地元雇用対策はあるのか。また、市職員は民間委託後はどうなるのか。</p> | <p>検針員は現在すべて市民で、雇用の継続を今後受託業者に働きかける。受託業者による雇用の半数以上を地元採用と想定しており、提案書に地域貢献について提案があれば評価する。なお市職員は別部門に配属される。</p> |
| <p>水道事業に残る市職員の技術レベルを維持・向上させるにはどのような工夫をするのか。</p> | <p>人事課と協議し、専門的な知識のある人材は水道部門に残すなど、レベルを維持し確実に継承されるような人員構成にしていく。</p> |
| <p>受託事業者選定基準では価格提案が見積下限額を下回ると失格になるが、この条件を決定した経緯を伺いたい。</p> | <p>先進事業者の事例を参考にしたが、多くが見積下限額を下回る場合に失格としていた。部内でもこの点についてはまだ協議中で流動的である。</p> |
| <p>委託業務の範囲について、設備の修繕は含むのか、保守・改修工事はどこまで行うのか。</p> | <p>設備の更新工事については引き続き市直営で行う。今回の委託業務内容には含まれていない。</p> |
| <p>民間委託後に水道料金は上がるのか、下がるのか。</p> | <p>業務委託では業務の改善と効率化が中心であり、料金改定は考えていない。水道料金は市が責任を持って決めることであり、むしろ業務委託による効率化で現在の料金を維持していくことが重要と考えている。</p> |
| <p>要求水準書に示してある水質管理はどのように行っていくのか。</p> | <p>要求水準書では、自己水源の水質管理のために基準を示しており、県受水分は県で水質管理している。従来から定期的な水質検査は委託しており、自動監視装置もある。水の安全性を保つため今後も市で責任を持って監視していく。</p> |
| <p>下水道接続に関して、水洗トイレの普及については業務委託で関与しないのか。</p> | <p>水洗化促進業務は委託対象としている。汲み取り式トイレについては3年以内にトイレを水洗化するようにとの法的な縛りがあるが、下水道接続の対象となるのは浄化槽を設置している世帯。現在の浄化槽の機能が健全な場合は下水道接続への理解がなかなか進まないが、環境保全の観点から、戸別訪問により接続促進に理解を求めている。</p> |

【平成29年度上下水道事業決算概要に関すること】

| 【 質 問 】 | 【 回 答 】 |
|---|--|
| <p>有収率が下がったことと関連して、大雪で検針が漏れていたという水道料金については、徴収漏れということなのか。</p> | <p>積雪時期は、認定（過去の検針記録の平均）で仮徴収しており徴収漏れではない。春になってから改めて検針し、仮徴収との差額を徴収する。2・3月分仮徴収と実料金との差額徴収は年度をまたぐので、年度末の徴収額が少なくなり翌年度当初の徴収が伸びるため、有収率に影響する。凍結による漏水はやむを得ないものである。</p> |
| <p>下水道の雨水整備費はここ数年ばらつきがあるが、今後もそうなるのか。</p> | <p>雨水事業については、平成20年の豪雨による浸水被害があった箇所から事業を進めている。今年度から次期計画策定作業をしているが、これまでの事業費が膨大なため、財政当局から事業費を平準化するよう指導されている。次年度以降の事業見直しも含めて今後の事業を推進したい。</p> |
| <p>融雪のためホースから少量の水を出している家庭もあるが、雪があまりに多く水を出していたことを忘れ、水道蛇口が開きっぱなしになっていたため予想外の使用料金請求があったという話を聞いた。こんな場合、減免は認められないのか。</p> | <p>使用者の過失による場合は料金の減免はできないことになっているが、実際には使用者本人から使用状況を聞き取っており、その結果減免の可否を判断する。普段よりもかなり使用量が多くなっている場合はまずは相談してもらいたい。</p> |